

令和5年第 1回
総 会
1月

白井市農業委員会会議録

令和5年1月5日 開会

令和5年1月5日 閉会

白 井 市 農 業 委 員 会 会 議 録

令和5年1月5日午後4時00分に白井市農業委員会を白井市役所に招集した。

出席委員は次のとおり

会 長	笠 井 行 雄
会長代理	中 村 教 雄
1 番	伊 藤 治
2 番	岩 井 聡 明
3 番	今 井 幹 代
4 番	芦 田 恵 子
5 番	山 崎 正 司
6 番	山 崎 雅 巳
7 番	海老原 清

農地利用最適化推進委員の出席は次のとおり

1. 齊 藤 和 博
2. 小 松 隆 夫
3. 小 林 幸 子
4. 押 田 勝 巳
5. 海 老 原 菊 夫
6. 高 宮 正 明
7. 中 嶋 健 次
8. 秋 本 善 久

傍聴者 なし

本日の議案は下記のとおり

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について

議案第3号 令和4年度第10次農用地利用集積計画の決定について

報告・協議事項等

(1) 届出等事務局長専決決裁報告について

(2) その他

2月の事前審査会、総会の日程について

- | | |
|------------|-------------------------|
| ・申請受付締め切り | 1月23日月曜日 |
| ・事前審査会（案） | 1月31日火曜日 |
| 第1班 | 午前9時から 本庁舎2階災害対策室2 |
| ・総 会（案） | 2月 7日火曜日 |
| | 午後4時00分から 本庁舎2階災害対策室2・3 |

午後4時00分委員定数9名中9名出席したので議長が開会を宣言した。

笠井会長 皆さん、こんにちは。

改めまして、新年明けましておめでとうございます。

本日は、新年早々の大変お忙しい中、令和5年1月定例総会に御出席をいただきまして、大変御苦労さまでございます。

去年は、委員の皆様方には現地調査、農地パトロール、農業者年金の推進等、御協力いただきまして大変ありがとうございました。

今年もまたいろいろとお願いすることがあるかと思います。

御協力のほうよろしくお願いしたいと思います。

毎日寒い日が続いております。

風邪等引かないよう、健康には十分気をつけていただきたいと思います。

最後に、今年一年、委員の皆様方にとりまして、よりよい年になりますように、また御健勝と御多幸を心より祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。

それでは、会議を始めさせていただきます。

本日の出席委員は9名により、白井市農業委員会会議規則第6条の規定により出席委員が過半数に達したため、これより令和5年1月定例総会を開会します。

次に、本日の議事録署名人を指名します。

議事録署名者は、5番、山崎正司委員、6番、山崎雅巳委員を指名します。

説明及び記録を事務局でお願いします。

これより議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを、議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、大野です。

それでは、1ページを御覧ください。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

下記のとおり、農地法施行令第1条第1項の規定による許可申請がありましたので提出いたします。

令和5年1月5日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

1番、白井字西外出の3筆です。

地目は畑。

地積は3筆合計で3,481平方メートル。

権利者は記載のとおり。

経営面積は56アール。

義務者は記載のとおり。

事由は賃借権の設定。

2番、白井字三明の1筆です。

地目は畑。

地積は1,411平方メートル。

権利者は記載のとおり。

経営面積は56アール。

義務者は記載のとおり。

事由は賃借権の設定。

3番、白井字北ノ上の1筆です。

地目は畑。

地積は763平方メートル。

権利者は記載のとおり。

経営面積は56アール。

義務者は記載のとおり。

事由は賃借権の設定。

以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

笠井会長

ありがとうございます。

次に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いします。

山崎正司委員、お願いします。

山崎正司委員

農業委員の山崎です。

それでは、議案第1号の3条申請に関わる調査報告を行います。

1から3は同一案件ですので、まとめて報告いたします。

当日は、権利者と義務者の代理人が出席されました。

申請地は、市役所から北東に1.3キロメートルから1.7キロメートルに位置しております。

申請地の圃場ですが、草刈り等を行って、きれいに管理されております。

進入路については、市道と山林の一部を出入り口に使用することで確保されております。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するかについて報告いたします。

権利者が所有している主な農機具は、実家からのリースではありますが、トラクター1台、耕運機1台と農機具はそろっております。

労働力は、世帯員は3人で、夫、本人、子供であり、夫は休日に、本人はほぼ農業に従事しております。

年間従事日数は260日。

技術力もあります。

面積要件についても、下限の50アールをクリアしています。

現在、所有している農地、これは権利者の親が所有しているのですが、効率的に耕作しており、過去に農業経営の規模を縮小させる行為を行った事実はありません。

また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。

以上、全ての調査結果から、本案件は農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考え、許可相当と判断いたします。

以上です。

笠井会長

ありがとうございます。

ただいま事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いします。

最適化推進委員の秋本善久委員、お願いします。

秋本善久委員

推進委員の秋本です。

ただいま山崎班長から報告のとおりで、特にありませんが、義務者の方々に電話で

確認したところ、畑として維持していただけるので助かりますということがありました。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

事前審査会の報告及び地区担当員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

芦田委員。

芦田恵子委員 農業委員の芦田です。

この方、実家のお手伝いをなさっていたということで、就業の動機と目標を読んだのですが、御実家は近いのでしょうか。

それなりにサポートとかあるんでしょうか。

笠井会長 山崎委員。

山崎正司委員 農業委員の山崎です。

先日、代理人の方から伺ったんですけれども、親がサポートしてくれるということで、鎌ヶ谷です。

実家は大きくイチゴ園をやっています。

それとあと、裏で直売もやっていますし、ほかの野菜とかも耕作しているようです。

しばらくは親のサポートを得てやるということです。

芦田恵子委員 分かりました。

ありがとうございます。

笠井会長 ほかにございますか。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、関連がありますので、一括して採決を行います。

許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番、2番、3番、許可することに可決します。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請についてを、議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、大野です。

それでは、2ページを御覧ください。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について。

下記のとおり、農地法第5条の規定による許可申請がありましたので提出いたします。

令和5年1月5日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

1番、中宇中台の1筆です。

地目は畑。

地積は1,563平方メートル。

権利者は記載のとおり。

義務者も記載のとおり。

申請事由は所有権移転（駐車場）です。

以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

笠井会長 ありがとうございます。

次に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告及び地区担当員の補足説明を兼ねてお願いいたします。

山崎正司委員お願いします。

山崎正司委員 農業委員の山崎です。

それでは、第2号議案、5条申請に関わる調査報告を行います。

資料4番を御覧ください。

権利者、義務者の代理人であります不動産会社の方が出席されました。

まず、立地基準ですが、申請地は市役所から北に3.1キロメートルに位置しております。

市道には面しておるのですが、段差があり、市道から進入はできません。

しかし、工業団地にある自社の敷地に隣接しているため、そこからの侵入は可能であります。

農地区分としては、工業団地に隣接した農地であるため、第二種農地として判断いたしました。

転用目的ですが、現在、貿易業を営んでいて、隣接の土地にて倉庫と事務所を所有しておりますが、商品搬入のタイミングが重なると車両がいっぱいになり、手狭になってしまったため、駐車場及び大型トラックや大型トレーラーの転回スペースとして使用する予定です。

次に、一般基準ですが、本申請地は駐車場と大型トラック、大型トレーラーの転回場所ということで、申請面積は1,563平方メートルであり、事業計画の関係においては面積妥当と思われます。

資金は自己資金で賄う計画です。

周辺農地への支障ですが、高低差があるため、西側境界にはブロックを積み、土砂の流出を防ぎ、東側にはパイプで柵を設けて、車両の落下等を防止する対策をするようです。

また、申請地は土地改良区ではありません。

以上のことから、立地基準、一般基準とも問題ないと思われます。

しかし、権利者は、申請地は農地ではありますが、農地法について十分理解していなかったため、令和4年11月頃から駐車場として使用しており、4の15ページに始末書を添付しております。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

ただいま事前審査会の班長より審査内容の報告及び地区担当員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

山崎委員。

山崎正司委員 追加の説明ですけれども、義務者の方に電話で確認したところ、義務者の方は農家ではないのに農地を相続したようで、管理も行き届かないのが事実でした。

そこで、不動産会社の方に相談して、このたびの申請に至ったことのようにです。

以上です。

笠井会長 質疑ございませんか。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第2号農地法第5条の規定による転用許可申請について、採決を行います。

許可相当意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長 賛成全員です。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について、許可相当意見を付して県に進達することに可決します。

議案第3号 令和4年度第10次農用地利用集積計画の決定についてを、議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、大野です。

それでは、3ページを御覧ください。

議案第3号 令和4年度第10次農用地利用集積計画の決定について。

白井市長より、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により別紙のとおり令和4年度第10次農用地利用集積計画（案）の協議がありましたので提出いたします。

令和5年1月5日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

続きまして、4ページを御覧ください。

白井市長からの協議文になります。

続きまして、5ページを御覧ください。

令和4年度第10次農用地利用集積計画一覧表（案）。

1番、谷田字サビ付の1筆です。

地目は田。

利用権設定面積は145平方メートル。

種類は貸借権。

内容は水稻。

期間は5年です。

賃料は記載のとおりです。

支払い方法は直接持参。

利用権を設定する者は記載のとおり。

利用権の設定を受ける者も記載のとおりです。

経営面積は153アール、更新です。

2番、谷田字東松山の2筆と南前原の1筆です。

地目は畑。

利用権設定面積は3筆合計で5,633平方メートル。

種類は使用貸借権。

内容は普通畑。

期間は6年。

利用権を設定する者は記載のとおり。

利用権の設定を受ける者は記載のとおり。

経営面積は827アール、更新です。

3番、神々廻字長堀の1筆です。

地目は山林、現況は畑です。

利用権設定面積は9,312平方メートル。

種類は貸借権。

内容は樹園地。

期間は1年。

賃料は記載のとおり。

支払い方法は振込です。

利用権を設定する者は記載のとおり。

利用権の設定を受ける者も記載のとおり。

経営面積は138アール、更新です。

4番、折立字前原の1筆です。

地目は畑。

利用権設定面積は1,236平方メートル。

種類は貸借権。

内容は普通畑。

期間は1年。

賃料は記載のとおりです。

支払い方法は振込。

利用権を設定する者は記載のとおり。

利用権の設定を受ける者は記載のとおり。

経営面積は138アール、更新です。

5番、復字中峠の1筆です。

地目は畑。

利用権設定面積は5,404平方メートル。

種類は使用貸借権。

内容は普通畑。

期間は1年。

利用権を設定する者は記載のとおり。

利用権の設定を受ける者も記載のとおり。

経営面積は131アール、更新です。

以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

笠井会長 ありがとうございます。

農用地利用集積計画の決定については、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

今回は更新ですので、地区担当員の補足説明もございません。

続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第3号令和4年度第10次農用地利用集積計画の決定について、一括して採決を行います。

承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長 賛成全員です。

議案第3号 令和4年度第10次農用地利用集積計画の決定について、承認することに可決します。

次に、報告事項に入らせていただきます。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、大野です。

それでは、6ページを御覧ください。

報告第1号 専決処分について。

下記のとおり白井市農業委員会事務局規程第6条第6号の規定により専決処分したので、これを報告いたします。

令和5年1月5日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

続きまして、7ページを御覧ください。

①農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用の届出になります。

続きまして、8ページを御覧ください。

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

下記のとおり、農地法第18条第6項の規定による通知がありましたので、報告いたします。

令和5年1月5日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

これは、合意解約の通知になります。

続きまして、表紙に返っていただきまして、(2)その他、2月の事前審査会、総会の日程について。

申請締切りが1月23日月曜日、事前審査会が1月31日火曜日。

第1班、午前9時から、本庁舎2階災害対策室2。

総会が2月7日火曜日、午後4時から、本庁舎2階災害対策室2、3になります。

以上でございます。

笠井会長 本日の議案については、全て終わりました。

慎重なる審議を賜り、ありがとうございました。

委員会会議の顛末を記録し署名捺印する。

白井市農業委員会会長

白井市農業委員会議事録署名人

白井市農業委員会議事録署名人